

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年2月1日）及び資格取得日（昭和34年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和34年2月から同年9月までを1万4,000円、同年10月を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から同年11月1日まで

私は、昭和33年夏頃、A社に入社し、試用期間を経て34年1月1日に本採用となった。同社では、厚生年金保険被保険者証の交付を受け、今もその被保険者証を大事に保管している。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和34年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、同年11月1日に再度資格を取得したこととされており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、入社してから昭和39年5月に同社を退職するまでの期間において、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和34年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年2月1日に資格を喪失後、同年11月1日に再度資格を取得しており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

しかし、複数の同僚が、「申立期間も申立人と一緒に勤務していた。」、「申

立人は一度も退職することなく継続勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことがうかがえる。

また、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間及びその前後の期間を通じて、申立事業所での勤務形態及び業務内容等に変更は無かったことが認められる。

さらに、A社は、「申立期間当時、試用期間経過後の従業員は全員厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿から、申立人と同じ業務に従事していたとされている同僚4人について、申立期間も被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人の昭和34年1月及び同年11月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年2月から同年9月までを1万4,000円、同年10月を1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和34年2月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年10月から18年8月までを11万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額に係る記録については、平成17年6月30日を5万8,000円、同年12月10日を11万4,000円、18年6月30日を5万7,000円、同年12月10日を11万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月1日から19年4月1日まで(標準報酬月額)
② 平成17年6月30日から18年12月10日まで(標準賞与額)

私は、平成16年4月から19年3月までの期間において、1年契約の更新制で、A事業所に勤務しており、3年間同じ給与額、同じ賞与額を支給されていたのに、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間に係る標準報酬月額が16年4月の標準報酬月額より下がっている上、申立期間に係る標準賞与額の記録も相違しているため、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 標準報酬月額について、申立期間①のうち平成16年10月から18年8月ま

での期間については、A事業所が保管する当該期間に係る給料支払明細書（平成17年5月分を除く。）により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(10万4,000円)を超える報酬月額(11万6,500円)の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（11万8,000円）より低い標準報酬月額（11万円）に見合う厚生年金保険料（8,012円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち平成16年10月から18年8月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

- 2 標準賞与額について、申立事業所が保管する申立期間②に係る給料支払明細書より、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支払いを受け、賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、平成17年6月30日は5万8,000円、同年12月10日は11万4,000円、18年6月30日は5万7,000円、同年12月10日は11万1,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立人の申立期間①のうち平成16年10月から18年8月までの期間に係る標準報酬月額及び申立期間②の標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と長期間に渡って一致しないこと、及び申立事業所は、「申立人の標準報酬月額に係る届出について、誤った報酬月額を届け出たと思われ、賞与支払届についても提出が漏れていたことも考えられる。」としているところ、16年10月の厚生年金保険被保険者

報酬月額変更届、17年9月及び18年9月の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに同年12月の賞与支払届において、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額及び賞与額を届け出たことが確認できる上、17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支払われた賞与については、社会保険事務所（当時）が複数回の届出を全て見落とすとは考え難いことから、事業主は給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額及び賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間①のうち平成18年9月から19年3月までの期間については、当該期間の給料支払明細書（平成19年3月分を除く。）から判断すると、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額（8,012円）に見合う標準報酬月額（10万4,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認又は推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年5月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月4日から同年6月1日まで

私は、昭和48年5月4日に、A社に入社した。

前職での同僚に誘われて、A社の新工場である、B工場の工場長待遇で転職したことや、「メーカー期間中にも働くのか。」と感じたことを鮮明に覚えている。

厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和48年6月1日と記録されていることに納得がいかないため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、A社が新しくB工場を設立することとなったため、当該工場の稼働後は工場長として勤務する条件で、昭和48年5月4日に就職し、申立期間は、同社C事務所において新工場設立の準備業務に従事した。」としており、当該記憶は非常に詳細かつ具体的であるとともに、同僚の一人は、「申立人は、私がA社本社から同社C事務所へ転勤した直後の昭和48年5月3日頃に採用された。」と供述していることなどから判断すると、申立人が、申立期間についてA社で勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚は、当時、A社C事務所の事務担当者であったとしている

が、「申立人は、A社本社で厚生年金保険を含めた採用に関する手続を行ってから、同社C事務所へ赴任したはずであり、申立人が入社日をあえて昭和48年6月1日と申し出たとは考えにくい。」と供述している。

さらに、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票で、昭和48年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚は、「私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社日と一致していると思う。」と供述している上、当該被保険者原票において、同年5月1日に被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚は、「私は、申立人と同様に、A社から誘われて転職した。前の事業所を退職し、A社に採用されたが、私は前の事業所で厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日と同日付けでA社において資格取得している。申立人は、私が採用された数日後に採用されたことを記憶している。」と供述しているところ、当該複数の同僚について、前述の被保険者原票から確認できる被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する入社時期と一致していること等から判断すると、当時、A社においては、従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び事業所に保管されていた失業保険被保険者資格取得確認通知書に「月給 11万4,500円」と記載されていることから、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している失業保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和48年6月1日となっている上、雇用保険の被保険者記録における資格取得日とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の資格取得日がいずれも同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年5月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 36 年 5 月まで

私は、申立期間当時、私の伯父の紹介でA市に所在する事業所で勤務していた。従業員は約3人から4人であったと記憶している。

当該事業所名は覚えていないが、当時、住み込みで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した事業所の地図、申立人が記憶する代表者名、当時のA市の地図及び事業所名鑑等から判断すると、申立人が申立期間に勤務していたとする事業所は、B社であったことが推認できるところ、申立人のB社での同僚に係る具体的な記憶及び同僚の申立人に係る具体的供述等から判断すると、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、申立事業所は、昭和 34 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち同年 6 月から 36 年 5 月までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、複数の同僚は、当時の事業所の経営状況について、「事業所の経営は厳しく、給与の支払いも1か月程度遅れていた。」、「当時、会社は経営が厳しかったようであり、私の退職理由は自身の意志によるものではなく、社長からの指示によるものだった。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の始期直前である昭和 34 年 2 月 1 日に、5人が被保険者資格を喪失し、同日から申立事業所が厚生年金保険の

適用事業所に該当しなくなる同年6月1日までの期間については、オンライン記録及び同僚の供述から判断すると、事業主、同社の工場長と推認される者及び事業主の親族と推認される者二人の計4人のみの厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立事業所は、既に事業廃止している上、事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。